

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月9日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第50号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第5号様式 （第7条関係） （略） （添付書類） <u>戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票</u> <u>の写し（クリーニング師試験の受験の申込みの時か</u> <u>ら氏名に変更があつた者については、戸籍謄本又は</u> <u>戸籍抄本）</u>	第5号様式 （第7条関係） （略） （添付書類） 戸籍謄本又は戸籍抄本

附 則

この規則は、公布の日から施行する。